

【目次】

1. 「令和 4 年度税制改正大綱」の決定等について

1. 「令和 4 年度税制改正大綱」の決定等について

令和 3 年 12 月 24 日、「令和 4 年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。

内閣府が要望していた

- ・ 「特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長」

については、時限措置の令和 7 年 3 月 31 日までの延長の要望が認められ、大綱に記載されましたので、抜粋してお知らせします。

「令和 4 年度税制改正の大綱」（令和 3 年 12 月 24 日閣議決定）（抄）

二 資産課税

3 租税特別措置等

（国 税）

〔延長・拡充等〕

〈印紙税〉

- (24) 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を 3 年延長する。

今回延長が認められた非課税措置は、平成 28 年 4 月から、経済的理由により修学困難な生徒又は学生に対して無利息等の条件で行われる奨学金貸与事業に係る消費貸借契約書について、印紙税を非課税とする「特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置」として、平成 28 年度税制改正において平成 31 年 3 月 31 日までの時限措置として創設され、平成 31 年度税制改正において令和 4 年 3 月 31 日までの時限措置とされていました。

- 今後、上記「令和 4 年度税制改正の大綱」を踏まえ、改正法案が国会で成立した場合には、本制度は令和 7 年 3 月 31 日までを期限として延長されることとなります。
- 本制度の適用を受けるためには、奨学金貸与事業が本制度の要件を満たしていること

について、文部科学大臣の確認を受ける必要があります。この確認を受けることを希望する場合には、手引きを御参照の上、申請をお願いいたします（令和4年度の申請期間：令和4年1月7日～同年2月10日）。なお、当該手引きは文部科学省のホームページ（※）に掲載しております。申請の様式は、当該ホームページよりダウンロードをお願いいたします。

※ http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1372252.htm

なお、文部科学省から、奨学金事業を実施するすべての団体等に対し、制度の効果を検証する等の観点から、簡単なアンケート（任意）を実施する旨、周知依頼がありました。質問は最大で10問、所要5分程度となっており、以下のURLから御回答いただけますので、御協力をお願いいたします（回答期限：令和4年1月31日（月））。

※回答URL <https://forms.office.com/r/cVd4rNBxgv>

以下のURLにて関係資料を公開しておりますので、御参照ください。

○ 財務省ホームページ

・ 令和4年度税制改正の大綱

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/index.html

=====
このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。

◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから

<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>
=====

[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0051 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37 森ビル12階

TEL:03-5403-9586

Mail:koeki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>
=====

COPYRIGHT(C)2022 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。